

2015年06月28日

2018年5月18日(改定・施行)

2019年5月27日(改定・施行)

2020年5月25日(改定・施行)

柏の葉ポールウォーキングクラブ 会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 当クラブは、柏の葉ポールウォーキングクラブという。
英文名: Kashiwanoha Polewalking Club 略称: KPC

(事務所)

第2条 当クラブは、主たる事務所を 理事長(代表理事)宅に置く。
2 当クラブは、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当クラブは、健康長寿社会の実現の為、次の3つの項目を目的として掲げる。

- (1) 虚弱(フレイル)化に向かう高齢者や大きな環境変化により生活不活発病におちいるリスクのある方にポールウォーキング(日本の整形外科医がメタボリックシンドローム・認知症・ロコモティブシンドローム・サルコペニア対策として開発した前方着地型歩行法)の普及・啓発を通して介護予防やリスク低減に貢献する。
- (2) 元気高齢者の方に対し、ポールを持って歩くウォーキングとインターバル速歩の組み合わせの普及・啓発により、健康寿命の延伸に貢献する。
- (3) ポールウォーキングのインストラクターの地位向上、コミュニティに存在するメンター(子育てを終えたり、リタイヤされた才人)の人的資源としての有効活用と価値提供、会員相互の情報交換並びに親睦及び厚生を図ることを目的に設立する。

2 当クラブは 前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ポールウォーキングの普及・啓発に関する事業
- (2) 健康増進のための運動習慣の普及・啓発に関する事業
- (3) ポールウォーキング指導者の養成・教育・研修に関する事業

- (4) ポールウォーキングのコーチ資格認定及び検定に関する事業
 - (5) ポールウォーキングを核とする健康サービスの創出・展開に関する事業
 - (6) ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス創出に関する事業
 - (7) ポールウォーキングに関する会員相互の交流と知識及び経験の共有
 - (8) 内外のポールウォーキング関係団体との交流
 - (9) ポールウォーキングの社会的な認知を促進する為の広報活動
 - (10) ポールウォーキングによる地域コミュニティパトロールの普及啓蒙
 - (11) その他の事業
- 3 前項掲げる事業のうち第 11 号の「その他の事業」は本来の「クラブ活動」に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に当てるものとする。

第 3 章 会員

(会員の種別)

第4条 当クラブの会員は、正会員・賛助会員・法人会員・**サポーター会員の**4種とする。

- (1) 正会員： 当クラブの目的に賛同して、ベーシックコーチ指導員・アドバンスコーチ指導員・スマート歩き検定官・マスターコーチ指導員を目指し入会した個人
- (2) 賛助会員： 当クラブの事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 法人会員： 当クラブの事業を賛助するために入会した法人

(4) サポーター会員 コミュニティに存在するメンターの方

(入会)

第5条 会員の入会については、特に入会資格を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者(以下「入会希望者」という。)は、別に定める入会申込書により、理事長(代表理事)に申し込むものとし、理事長(代表理事)は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長(代表理事)は、入会希望者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費について)

第6条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第7条 当クラブは、会員の氏名または名称及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当クラブの主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 会員名簿に記載された個人情報 は適切に管理されるものとする。
- 3 当クラブの会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載された住所または会員が当クラブに通知した居所に宛てて行うものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届けを理事長(代表理事)に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費の納入が1年以上なされなかったとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき
- (2) 当クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、その理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 当クラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
 - (3) 顧問 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長(代表理事)、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長(代表理事)及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれないものとする。
- 4 監事と顧問は、理事または当クラブの職員を兼ねることができない。
- 5 顧問は、理事会において正会員の中より選任する。

(職務)

第13条 理事長(代表理事)は、当クラブを代表しその業務を総理する。

- 2 理事長(代表理事)は、当クラブを代表する。
- 3 必要に応じ、理事会において理事の過半数をもって理事の中から理事長(代表理事)、副理事長、専務理事、常務理事各々若干名を選定することができる。
- 4 理事長(代表理事)以外の理事は、当クラブの業務について、当クラブを代表しない。
- 5 副理事長は、理事長(代表理事)を補佐し、理事長(代表理事)に事故あるとき又は理事長(代表理事)が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、本会則の定め、及び理事会の決議に基づき、当クラブの職務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当クラブの財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当クラブの業務または財産に監視不正の行為または法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況または当クラブの財産の状況について、理事に意見を述べること。

8 顧問は、理事会より諮問を受けた事項に関し理事会に助言をおこなう。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者、または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が招集される迄その任期を延長する。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第17条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員と賛助会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第7項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第21条 総会は、理事長(代表理事)が招集する。ただし、第13条第7項第4号の規定により招集したときは監事が招集する。

2 定時総会は毎年事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

3 総会は、理事会の決議に基づき理事長(代表理事)がこれを招集する。理事長(代表理事)に事故もしくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

4 総会を招集するには、会日より5日前までに、各会員に対して書面または電磁的方法により招集通知を発するものとする。招集通知には、会議の日時、場所、及び審議事項を記載していなければならない。

5 理事長(代表理事)は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員並びに賛助会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員並びに賛助会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 総会における議決事項は、第 21 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議決事項は、この会則で定めるもののほか、出席正会員と賛助会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員または賛助会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員並びに賛助会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法により議決権を行使し、もしくは他の正会員並びに賛助会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員並びに賛助会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、主たる事務所にこれを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員と賛助会員の現在数
 - (3) 出席した正会員と賛助会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員と賛助会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会は、正会員の理事をもって構成する。また 賛助会員も オブザーバーとして参加できるが、議決権はない。

(権能)

第28条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長(代表理事)が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は理事長(代表理事)が招集する。

- 2 理事長(代表理事)は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長(代表理事)が当たる。

(議決等)

第32条 当クラブの業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面表決者については、その旨を明記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議

事録署名人1名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 当クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 当クラブの資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) クラブ活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第36条 当クラブの資産は、理事長(代表理事)が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長(代表理事)が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 当クラブの経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第38条 当クラブの会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) クラブ活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第39条 当クラブの事業計画及び予算は、理事長(代表理事)が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長(代表理事)は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第42条 理事長(代表理事)は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

- 第43条 当クラブが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第44条 当クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置)

- 第45条 当クラブの事務は、各理事がおこなう。ただし、理事会の決議により事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長(代表理事)が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第46条 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

- 第47条 本会則の変更は、総会に出席した正会員と賛助会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

- 第48条 当クラブは、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とするクラブ活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員と賛助会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 当クラブの解散後の残余財産は、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第 10 章 付則

(公告)

第50条 当クラブの公告は、ホームページで行う。

(委任)

第51条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長(代表理事)が別に定める。

附 則

1. 本会則は、改定の日から施行する。

2. 当クラブの設立時の入会金及び会費は、第 6 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員
入会金 2,000 円 会費 年額 2,400 円

 - (2) 賛助会員・**サポーター会員**
入会金 1,000 円 会費 年額 1,200 円

 - (3) 法人会員
入会金 10,000 円 会費 年額 10,000 円

- ※ 年半ばに 賛助会員が 正会員になる場合は 入会金 2000 円と正会員の年額の月割分を 納めるものとする。
- ※ 正会員は 理事の役職と理事会への出席がもとめられる。賛助会員は当クラブの目的にそったボランティア活動が求められる。

3. 下記特典をつけた呼びかけを行う。

(1) 正会員

特典 1: 無料ポールウォーキング体験教室のお友達招待券 (300 円)×4 枚 を支給する。

(ただし、下記開催日のポールウォーキング体験教室の参加費・レンタルポール費に限定。)

●5 月-7 月の体験教室

(柏の葉ポールウォーキング クラブ発足記念)

●11/11 介護の日

●12/12 日本ポールウォーキング協会設立記念日

詳細は 柏市のホームページ「かしわん、ぽっ?」に 公開。

特典 2: 「ポールウォーキングで基礎体力作りとアウトドアを楽しむ会」参加費(200 円)無料

(ただし、まちの健康研究所「あ・し・た」の会員登録している場合に限る。)

(2) 賛助会員・**サポーター会員**

特典 1: 年 1 回参加費無料 ポールウォーキング体験教室参加券

特典 2: 「ポールウォーキングで基礎体力作りとアウトドアを楽しむ会」参加費(200 円)無料

(ただし、まちの健康研究所「あ・し・た」の会員登録している場合に限る。)

特典 3: ニュース、有用情報などの一部配布(耳寄り情報)を、無料で受け取ることができます。又、ボランティア活動だけでなく、当クラブや会員が行う一般行事にも参加でき、当クラブが販売するポールや、グッズ類を所定の割引料金で、購入することもできます。

(3) 法人会員

特典: 年1回無料出張ポールウォーキング体験教室開催券
(ただし、レンタルポール数10人分までとする。)

改定・施行 2020年5月25日